

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第28号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年10月4日（火） 23時45分ごろ	
発生場所	島根県益田市高島西方沖 高島灯台から真方位279° 10.0海里付近 (概位 北緯34° 51.8′ 東経131° 38.1′)	
事故等調査の経過	平成24年2月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 第三ほうえい丸、499トン 141297、富士海運有限会社</p> <p>B プレジャーボート ^{まさむね} 正宗、5トン未満 不明、不明</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、五級海技士（航海） 三等航海士A、五級海技士（航海）</p> <p>B 船長B、不明</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷船尾外板に擦過傷</p> <p>B 錨索切断、オーニング支柱に曲損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、三等航海士Aが当直に就いて東進中、B船は、船首からシーアンカーを投入し、魚釣りをして漂泊中、平成23年10月4日23時45分ごろ、高島西方沖において、A船の左舷船尾とB船の右舷中央とが衝突した。</p> <p>A船は、鳥取県鳥取市鳥取港に入港後、海上保安部からB船との衝突を知らされ、B船との衝突を知った。</p> <p>船長Bは、魚釣りに専念しており、衝突直前にA船に気付いた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
その他の事項	A船の喫水は、船首約3.6m、船尾約5.0mであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、高島西方沖を東進中、三等航海士Aが適切な見張りを行っていなかったことから、A船の左舷船尾とB船の右舷中央とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高島西方沖で魚釣りをして漂泊中、船長Bが、魚釣りに意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、衝突直前までA船の接近に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>

原因	本事故は、夜間、高島西方沖において、A船が東進中、B船が魚釣りを して漂泊中、三等航海士Aが適切な見張りを行わず、また、船長Bが見張 りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考え られる。
----	---